



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 伏見 有貴
コ ー ド 番 号 4681 東証プライム市場、名証プレミアム市場
問 い 合 わ せ 先 専務執行役員 業務部門管掌 兼 CCO
井 内 克 之
電 話 052-933-6519

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

本自己株式処分は、次のとおり、当社の取締役に対しては取締役の報酬等として、金銭の払込み又は財産の給付を要せずに行い、当社の執行役員に対しては、金銭報酬債権を付与して当該金銭報酬債権を現物出資させる方法により行います。

①取締役に対する処分の概要

(1) 割当日	2025年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 257,454株
(3) 処分価額	1 株につき 1,706.5 円 (※) ※処分価額は、当社普通株式の公正な評価額（取締役会決議の前営業日（2025 年 6 月 25 日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1706.5 円）としております。
(4) 処分価額の総額	439,345,251円
(5) 割当予定先	取締役 4 名 (※) 257,454株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

②執行役員に対する処分の概要

(1) 払込期日（財産給付の期日）	2025年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 29,823株
(3) 処分価額	1 株につき 1706.5 円
(4) 処分総額	50,892,949 円 (※) ※小数点以下を切り捨てしております。
(5) 割当予定先	執行役員 7 名 29,823株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月29日開催の第48回定時株主総会において、本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行うこととし、また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総額及び総数は年額1,200,000,000円以内及び年1,200,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも本制度と同様の譲渡制限付株式を付与することといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役4名及び当社の執行役員7名（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式287,277株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、自己株式処分の現物出資財産とするため、対象執行役員に金銭報酬債権合計50,892,949円を支給いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2025年7月25日（割当日又は財産給付の期日）から当社の取締役及び執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、割当日又は財産給付の期日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時（退任時）において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社が正当と認める理由により当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその内容

対象取締役に対する本自己株式処分については、本制度に基づき、取締役の報酬等として当該募集に係る株式を処分するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しません。処分価額につきましては、当社普通株式の公正な評価額（取締役会決議の前営業日（2025年6月25日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,706.5円としております。

また、対象執行役員に対する譲渡制限付株式報酬に係る本自己株式処分については、対象執行役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議の前営業日（2025年6月25日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,706.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象執行役員にとって特に有利な金額には該当しないと考えております。

以 上